HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	はしがき
Citation	北大法学論集, 51(6), 130-132
Issue Date	2001-03-30
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/15056
Type	bulletin (article)
File Information	51(6)_p130-132.pdf

Instructions for use

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

報告五　主権的国民国家と産業社会の「近代」の克服をめざして
――二一世紀アジア法哲学の課題と展望――
附　今井弘道報告に対するコメント

今井　弘道（北海道大学）
鈴木　賢（北海道大学）

はしがき

科学研究費の補助を受けた「東アジア文化と近代法――日本と韓国の比較研究を通して――」（平成九年～平成一一年度、基盤研究（A）（2）、研究代表・今井弘道）、「経済発展と法意識・法制度の相互関係の研究――日本と韓国の比較研究を通して――」（同、基盤研究（B）（2）、研究代表・今井弘道）による共同研究が終了し、法哲学班、経済法班それぞれの三年間にわたる共同研究も一定の成果を結実させて終了した。幸いにも、日韓の共同研究は、平成一二年度以降も、法哲学班については「東アジア法文化の現況と未来――『アジア的価値』と近代西欧の対立に即して――」（基盤研究（B）（1）、研究代表・今井弘道）として、経済法班についても「日韓経済法とその背景的文化の比較研究――アジア的競争原理の可能性の探求――」（基盤研究（B）（1）、研究代表・稗貫俊文）として、継続することが決定した。これで我われの日韓共同研究は通算一一年間、四クールにわたって科学研究費の援助を受けることになった。今後は、法哲学班については、中国を含めて西欧法と対比される東アジアにおける法のあり方をさらに追究していきたい。経済法班については独禁法や公正去来法のエンフォースメントに重点をおいた実証的研究が必要になるだろう。

平成一一年度までの三年間の研究成果は、二冊の成果報告書としてまとめてある。第一は「東アジア文化と近代法――日本と韓国の比較研究を通して――」として公表されている。これには法哲学班から梁承斗「アジア法の『アイデンティティ』探究」、安田信之「『アジア的』なるものについて」、今井弘道「『アジア的価値』と『西欧的価値』の対立の克服」、岡克彦

「韓国における近代法秩序形成の一断面」、金昌禄「韓国における日帝強占期の法体系の性格」、五十嵐清「法系論における東アジア法の位置づけ」、崔鐘庫「東アジア比較法から東アジア普通法へ」、徐元宇「発展途上社会の比較分析モデル」、金哲洙「研究報告書」、中村睦男「『新しい人権』と幸福追求権」、韓堅愚「公法上の権利（公権）の観念と西欧の公法的影響の研究」、高翔龍「韓・日両国における権利能力なき社団について」、石熙泰「韓国における同姓同本禁婚制とその改革運動の展開」、鈴木賢「中国刑事訴訟と無罪推定原則」が掲載されている。また、経済法班からは、孫珠瓚「独禁法の課題と最近の変遷の特徴」、朴吉俊「韓日独占禁止法と不公正な取引行為に対する規制」、洪復基「最近の韓国の独占規制法における大規模企業集団規制の変化」、中山武憲「日韓両国独占禁止法の比較法的検討」、稗貫俊文「競争政策から見た韓国経済の構造改革の意義」、向田直範「日本と韓国における持株会社規制の変遷」、和田建夫「日本における共同組合と独占禁止法」が寄稿された。

第二は「経済発展と法意識、法制度の相互関係の研究――日本と韓国の比較研究を通して――」であり、法哲学班からは今井弘道「『儒教』的開発独裁国家の問題性」、安田信之「転換期のアジアと法システム」、岡克彦「兪吉濬の『対外観』をめぐって」、中村睦男「人権の普遍性とアジア的特殊性」、経済法班からは稗貫俊文「韓国・公正去来法における協力者に対する課徴金減免制度の比較法的研究」、厚谷襄児「日本・韓国における持株会社規制の比較」、和田建夫「日韓における構造改善と法」、向田直範「日本における景品・表示規制について」が掲載されている。

これらはこれまで共同研究会などで報告したものに加筆、修正したものがほとんどであり、日韓共同研究の中間的成果報告を兼ねる。これらの報告書は頒布先が限定されているため、さらに本誌おいて本号から、このうち成熟度の比較的高いものを順に公表し、江湖の批判を仰ぐこととなった。さしあたり本号では法哲学班から高翔龍教授（韓国・成均館大学校）と石熙泰教授（韓国・京畿大学校）の論文を、経済法班からは孫珠瓚先生（大韓民国・学術院会員、元延世大学校教授）と中山武憲教授（名古屋経済大学法学部）の総括となる論文を、「北大法学論集」編集部のお許しを頂いて掲載することになった。

高論文は日韓の民法学に精通した立場から権利能力なき社団について比較検討したものである。韓国では形式的な法人格の有無を問わず、父系血族集団たる「宗中」（日本では沖縄の「門中」に類似）、自然村、宗教団体などの社団に、法律や判

例により広く権利主体性が承認されているという。その結果、逆に法人という制度の存在意義が問い返されているほどであると結んでいる。これは社会的実体を直接、法的効果に結びつける法意識を反映するもので、北東アジア全体に共通する現象として注目される（鈴木賢「北東アジア法文化圏」比較法研究六〇号、一九九七年、三九頁以下参照）。

石論文は、一九九七年に憲法裁判所により憲法不合致決定が下された韓国民法八〇九条一項の「同姓同本禁婚制」が、どのように認識され、議論されてきたかを、市民運動なども視野に入れて分析したものである。韓国における儒教的伝統の実定法におけるきわめて象徴的な制度が、現代社会においていかなる運命をたどろうとしているかを考える上で示唆的な論考である。なお、この問題については、三宅勝「韓国同姓同本禁婚制に関する背景と課題」北大法学研究科ジュニアリサーチジャーナル三号（一九九六年）三〇五頁、鈴木賢・岡克彦「『同姓同本禁婚制』に違憲決定」ジュリスト一一二一号（一九九七年）一〇四頁、岡克彦「韓国における『同姓同本禁婚制』違憲判決をめぐって」法律時報七〇巻二号（一九九八年）五六頁以下をも参照されたい。

孫論文、中山論文はほぼ同一テーマについて、日韓両方からの考察を加えたもので、共同研究の水準の高い成果を公開する機会ができ、共同研究者全員にとって喜ばしい。

これらに加えて、二〇〇〇年一〇月一六日に中国の南京で行われた第三回東アジア法哲学シンポジウムでの今井弘道報告、それに対する鈴木賢によるコメントを掲載する。このシンポジウムは一九九六年に第一回目を日本・東京、京都で、一九九八年に第二回目を韓国・ソウル、済州島で開催しているが、いずれもこの研究チームが中核となって開催してきたという経緯がある。今回の南京の会議にもわれわれの研究チームから一二名が参加し、報告・討論を行い、事実上、このプロジェクトの活動の一環となっている。このような事情から、この研究会の成果の一部としてここに公表させていただくことにした。

（文責　稗貫俊文、鈴木賢）